

平成 26 年度から

後期高齢者医療制度 保険料が変わります

平成 26・27 年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。なお、この保険料率は、2 年ごとに見直すことになっています。

	平成 24・25 年度		平成 26・27 年度
均等割 (加入者が等しく負担)	年額 47,709 円	▶	年額 51,472 円
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	10.61%	▶	10.52%
賦課限度額 (1 年間の保険料の限度額)	550,000 円	▶	570,000 円

均等割軽減の範囲が拡大

軽減割合	【平成 25 年度まで】 所得が次の金額以下の世帯	▶	【平成 26 年度から】 所得が次の金額以下の世帯
5 割	33万円 + (24万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません。	▶	33万円 + (24万 5 千円 × 世帯の被保険者数) 単身世帯の方も該当になります。
2 割	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	▶	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

保険料の計算方法(平成 26 年度)

均等割 51,472 円	+	所得割 (平成 25 年中の所得 - 33 万円) × 10.52%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
------------------------	---	--	---	----------------------------------

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 26 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします。

保険料の軽減

【均等割の軽減】

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得判定の対象となります。

所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合	平成 26 年度の軽減後の均等割
33 万円	8.5 割	7,720 円.....前年度比約 600 円増
被保険者全員の年金収入がそれぞれ 80 万円以下で、他の所得がない	9 割	5,147 円.....前年度比約 400 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割	25,736 円 ...前年度比約 1,900 円増
33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割	41,177 円 ...前年度比約 3,000 円増

【所得割の軽減】

前年の所得から 33 万円を引いた額(賦課のもととなる所得金額)が、58 万円以下の方は所得割が 5 割軽減となります。(被保険者個人の所得で判定します)

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度に加入したときに、被用者保険(主に、サラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。

問合せ先 市国保医療助成課